

議案第31号

備前市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

備前市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市土地開発基金条例の一部を改正する条例

備前市土地開発基金条例(平成17年備前市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(処分)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第31号参考資料
備前市土地開発基金条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第4条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 市長は、必要があると認めるときは、<u>基金の全部又は一部を処分</u> <u>することができる。</u></p> <p>第6条～第8条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>